

水技第 127- 1 号
令和 5 年 11 月 1 日

関係業界団体 代表者 各位

福岡市水道事業管理者
(水道局計画部技術管理課)
(水道局総務部契約課)

建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用開始について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、本市水道事業の推進にご協力いただき、感謝いたします。
標記について、下記のとおりお知らせいたします。
つきましては、貴団体会員企業への周知をよろしくお願いいたします。

記

1. 通知内容

財政局通知文のとおり

2. 添付資料

- ・ 00_財政局通知文
- ・ 01_福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領

3. 問い合わせ先

実施要領に関すること

水道局計画部技術管理課 長村、加賀田、山崎（092-483-3199）

工事成績評定に関すること

水道局総務部契約課 松尾、前田（092-292-0709）

関係業界団体 代表者 各位

福岡市長 高島 宗一郎
(財政局技術監理部技術監理課)
(財政局技術監理部検査課)

建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用開始について（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記について、現在、建設業界においては、技能労働者の高齢化や若年層の就業者の減少が大きな課題となっており、建設業が引き続き発展していくためには、若者の技能者育成や処遇の改善が不可欠となっております。

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価されることで、技能者の適切な処遇につなげるための仕組みです。

現在、建設業共通の制度インフラとして、建設業団体と国交省が連携して官民一体で推進しており、福岡市においても、建設キャリアアップシステム（CCUS）について実施要領を策定しましたので、下記の通り通知いたします。

記

1. 対象工事

福岡市が発注する全ての工事

2. 発注方式

受注者希望型

3. 適用年月日

令和 5 年 11 月 1 日以降、起工する工事から適用。

また、令和 5 年 11 月 1 日時点で、既に契約している工事についても、発注課と協議のうえ、適用可能とする。

4. 添付資料

01_福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領

5. 掲載場所

※福岡市ホームページにて公開いたします（11 月 1 日以降）

○福岡市HP：創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報
> 建設キャリアアップシステム（CCUS）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/doboku-kijunrui/constructioncareerupsystem.html>

【問い合わせ先】

・実施要領に関すること

財政局技術監理部技術監理課

TEL 092-711-4844

・工事成績評定、特記仕様書に関すること

財政局技術監理部検査課

TEL 092-711-4191

福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領

1. 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促すために必要な事項を定め、技能者の処遇改善、並びに優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたり確保・育成に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・元請企業：福岡市が発注する工事の受注者をいう。
- ・下請企業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められているものをいう。
また、交通誘導警備員等 CCUS に登録が可能な事業者も含む。
- ・技能者：元請企業および下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者（一人親方を含む）をいう。
- ・事業者登録：CCUSに「事業者」の登録を行うことをいう。
- ・技能者登録：CCUSに「技能者」の登録を行うことをいう。
- ・現場登録：CCUSを活用する工事の元請企業が、現場・契約情報の登録を行うことをいう。
- ・就業履歴情報登録：技能者による現場での建設キャリアアップカードを用いた就業履歴の情報又はCCUSに直接入力した情報の登録を行うことをいう。
- ・カードリーダー等：CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。
- ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。

3. 対象工事

福岡市が発注する全ての工事を対象とする。

4. 対象期間

現場着手日（準備期間を除く）から、現場完成日（後片付け期間を除く）までの期間のうち、休日等を除いたものとする。ただし、現場着手日までに事業者登録及び現場登録が完了していない場合は、これらの登録が完了した日の翌日から現場完成日（後片付け期間を除く）までの期間のうち、休日等を除いたものとする。

5. 実施方法

- (1) 発注方式は、契約の締結後、受注者の希望によりCCUSを活用する受注者希望型とする。
- (2) 受注者は、CCUS活用を希望する場合、工事着手前に工事打合せ簿により発注者へ報告する。

6. 実施内容

CCUS活用工事について、対象項目及び実施内容は下表のとおりとする。

対象項目	実施内容
①事業者登録	元請企業及び下請企業1社以上を登録
②技能者登録	元請企業及び下請企業各1名以上を登録
③現場登録	当該現場を登録
④就業履歴情報登録	当該現場へカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を1回以上蓄積

7. 達成状況の確認方法

受注者は、工事完成時に次の表に掲げる書類を発注者へ提出し、CCUS活用工事の達成状況について確認を受けなければならない。

対象項目	確認書類
①事業者登録	システムより出力した、 「就業履歴月別カレンダー」により確認
②技能者登録	
③現場登録	
④就業履歴情報登録	

8. 工事成績評定

実施内容について全ての履行状況が確認できた場合は、工事成績評定の「創意工夫」の項目において、1点加点する。

なお、履行の確認ができなかった場合においても、減点は行わないものとする。

9. CCUS工事の活用に係る費用

CCUS工事の活用に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は受注者が負担するものとする。

10. その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者協議により定めることとする。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。